

第7期 和寒町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -概要版-

計画の策定について

計画の位置づけ

老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

計画の期間

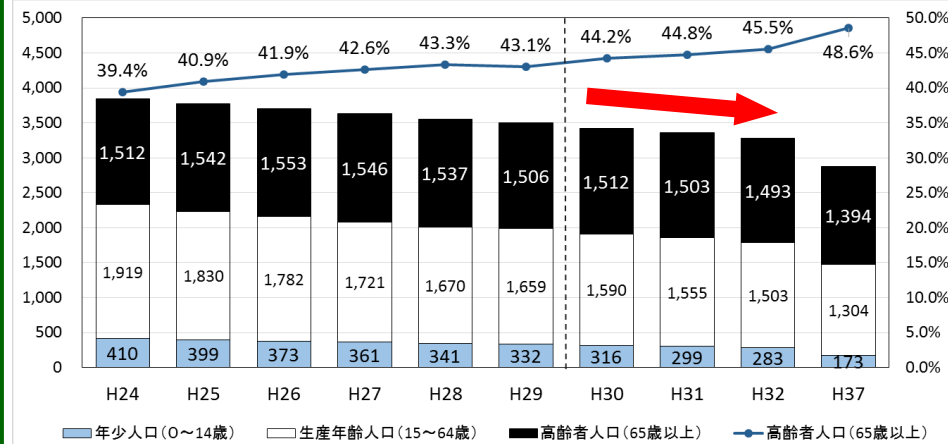
平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

「第6期和寒町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（H27～29）では『生きがいと安心・ふれあいのまち わっさむ』を基本理念として、地域による支え合いや介護保険等の各種サービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、本町の实情に応じた地域包括ケアシステムの構築をめざしてきました。

今回、第6期計画の計画期間が終了することから、新たに第7期計画を策定することとなりました。本計画では、第6期計画に引き続き、団塊世代が75歳以上となる平成37年（2025年度）を見据えた計画として、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組等について示すとともに、第6期計画の取組を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化をめざして策定するものです。

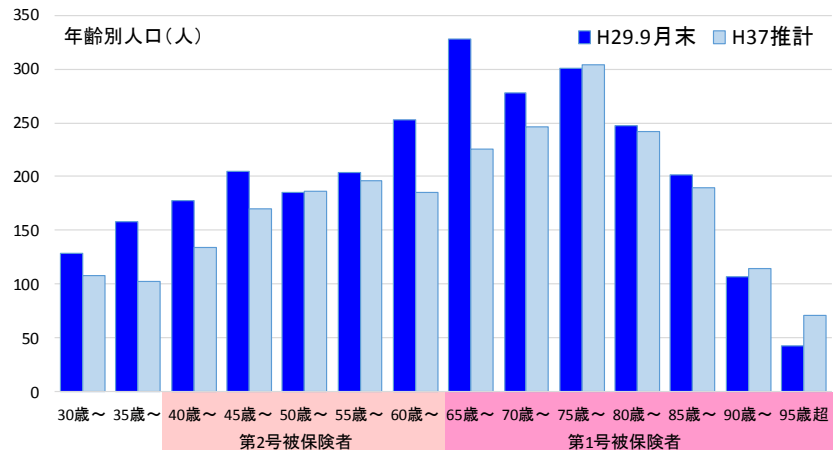
高齢者を取り巻く状況

本町の総人口は、減少傾向にあり、平成32年には3,279人、平成37年には2,871人になると推計されます。高齢者人口は、平成27年3月をピークに減少しており、平成32年には1,493人、高齢化率は増加を続け、平成32年には45.5%になると推計されます。



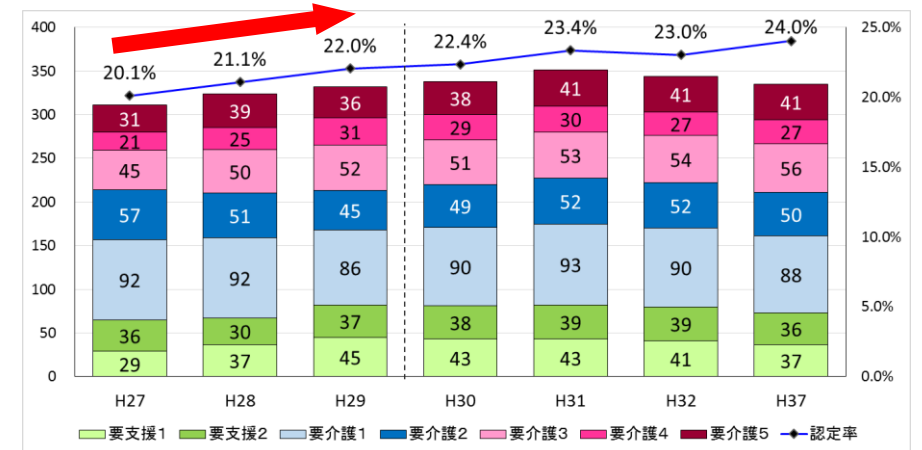
人口の推移と将来推計

平成29年9月現在の年齢構成は60代後半が多く、平成37年度（2025年度）には、75歳以上の後期高齢者となります。介護サービス利用に伴い安定的な財源の確保が必要となりますが、それを支える「現役世代」は減少することが推測されます。



要介護認定者数の推移と将来推計

要介護（要支援）認定者の9割超を占める75歳以上の増加に伴い、平成31年までは認定者数は増加。第1号被保険者における後期高齢者割合が高まるため、認定率は微増と推計されます。
【※推計認定者数 = 推計人口 × 介護度等別認定率】



現状と課題

- **生活支援サービスが充実した住まい（介護付き有料老人ホームなど）に移り住む方の増加**
⇒ 訪問介護、居宅療養管理指導などの在宅サービス利用回数の増加。介護給付費の増大
- **特別養護老人ホーム入所者の減少・施設の老朽化**
⇒ 入所要件の改正による入所（待機）者の減少。介護従事者不足によるサービス提供量の減少
⇒ 施設の収益減少に伴う経営悪化。老朽施設の改築検討
- **日常生活の困りごと**（高齢者実態把握から）⇒ 「除雪」「買い物」「移動・外出」「調理」「ゴミ出し」
⇒ 一人暮らし高齢者世帯、高齢夫婦のみ世帯に対する見守り、健康保持など多様なニーズに応じた支援
- **在宅で介護している方の想い**（在宅介護実態調査から）
⇒ 働き方を調整している方が3割。就労継続に問題や難しさを感じている方が4割
⇒ 在宅生活継続への不安要素は、「認知症への対応」「排泄管理」「外出支援」「掃除・洗濯・買い物」等
- **介護職場の人材不足**
⇒ 少子化・人口の都市部への偏在による新規就職者絶対数の減少。
⇒ 介護の仕事のマイナスイメージ（危険、汚い、きつい、暗い、臭い、給料が安い）の解消。
⇒ サービスの維持には、人材の確保と離職防止が重要。介護報酬引き上げによる介護職員の処遇改善
- **軽度者の受皿** ⇒ 介護予防事業による要介護状態の抑制、生活支援サービスの担い手を地域の中で育成

介護保険制度の改正

地域包括ケアシステムの深化・推進

- **自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化**
データ分析の上、介護保険計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- **医療・介護連携の推進**
医学管理や看取り機能と生活施設としての機能を備えた新たな介護保険施設「介護医療院」を創設
- **地域共生社会の実現に向けた取組の推進**
地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような「我が事、丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備。介護保険と障がい福祉制度に新たに「共生型サービス」を位置づけ

介護保険制度の持続可能性の確保

- **利用者負担の見直し**
2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割に（平成30年8月）
- **介護納付金への総報酬割の導入**（平成29年8月）
- **福祉用具貸与における上限額の設定**（平成30年8月）

基本理念 『生きがいと安心・ふれあいのまち わっさむ』

基本方針 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現



基本目標1 介護予防と健康づくりの推進

- (1) 一般介護予防事業の普及・啓発
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の利用促進
- (3) 健康づくりの推進

主な施策

- 高齢者実態把握 ○楽笑体操教室 ○口腔機能向上事業
- 虚弱者への対応：運動を強化した教室の開催
- 訪問型サービス（みなし）、通所型サービス（みなし）
- 新たな緩和型サービス等の実施に向けた検討
- 特定健診・後期高齢者健診・基本健康診査の受診勧奨

基本目標3 総合的な認知症施策の推進

- (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (3) 認知症の人の介護者への支援
- (4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
- (5) 権利擁護の推進

主な施策

- 認知症お役立ち情報ガイド（認知症ケアパス）の活用
- 認知症講演会の開催
- 認知症初期集中支援チームとの連携
- 認知症サポーターの養成及び活動場所の充実
- 認知症カフェの開催支援
- 虐待や孤独死の未然防止の推進
- 成年後見制度の広報啓発、専門家や他市町村との連携

基本目標5 生きがいづくりと社会参加の促進

- (1) 老人クラブ活動の活性化
- (2) 高齢者の生きがいと健康づくり
- (3) 高齢者の活躍の場の充実
- (4) 敬老事業

主な施策

- 老人クラブ連合会への活動支援 ○高齢者事業団の運営支援
- 「なごやかサロン支援事業」による地域活動支援
- 社会福祉協議会ボランティアセンターの機能強化支援
- にれの木祝い金

基本目標2 生活支援サービスの充実

- (1) 在宅福祉サービスの充実提供
- (2) 生活支援コーディネーターの配置、協議体の開催
- (3) 地域ケア会議の充実
- (4) 防災及び救急に対する安心の確保

主な施策

- 社会福祉協議会等との連携によるサービス提供の支援
- 緊急通報装置設置事業
- お出かけハイヤー支援事業
- 生活支援を目的とした協議体による会議の開催
- 地域課題を検討する地域ケア会議の開催
- 救急医療情報キット（わっさむキット）の普及、情報の更新
- 通院や買い物など日常生活を支える地域公共交通の維持 など

基本目標4 在宅医療と介護の連携強化

- (1) 在宅医療・介護の連携体制の強化
- (2) 広域的な連携

主な施策

- 地域の医療・介護の資源の把握と情報公開
- 在宅医療、在宅介護に関する町民への情報提供と普及啓発
- 医療機関と介護関係者の協議及び研修の場づくり
- 在宅医療・介護連携に向けた関係機関・他市町村との連携
- ケアに携わる多職種協働のための研修（ケアカフェ）支援

基本目標6 住み続けるための社会資源の整備

- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- (3) 在宅や入所施設の再整備
- (4) 高齢者の安心できる住まいの確保

主な施策

- 芳生苑・健楽苑の再整備
- 高齢者の安心できる住まいの整備検討



■高齢者の自立支援・重度化防止の取り組みに関する重要指標■

項目	現状 (H28)	目標 (H32)
前期高齢者の要介護（要支援含む）認定率	4.2% (H29.3月末)	4.0%以下
第1号被保険者の要介護認定者に対する要介護3以上の割合	34.9% (H29.3月末)	34.9%以下

基本目標7 介護保険制度の円滑な実施

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 介護人材の確保と資質の向上
- (3) 介護給付等費用の適正化
- (4) 利用者負担の軽減

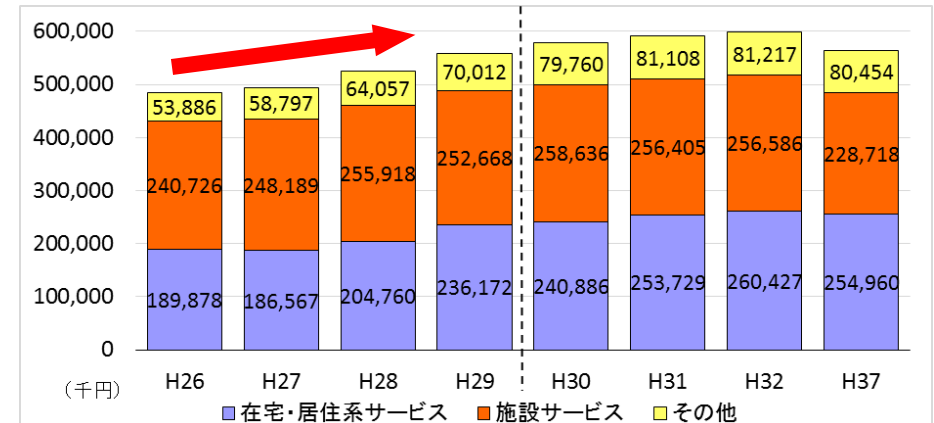
主な施策

- 広報誌やお知らせ版、ホームページを活用した情報提供
- 地域包括支援センターの業務評価
- 介護従事者等確保推進事業
- 介護従事者等資格取得支援事業
- 介護人材の確保・離職防止に向けた介護サービス事業所との連携
- 介護給付費適正化事業の実施
- 地域密着型サービス事業所への実地指導
- 介護サービス利用者負担軽減事業



保険給付費の推計

介護保険の給付費（保険給付費+地域支援事業費）は年々増加しており、平成30年度は5億8千万円、第7期計画期間の3年間で17億6,900万円と見込まれます。



第7期介護保険料の設定

第1号被保険者の負担割合引き上げ 第6期:22% ⇒ 第7期:23%

介護保険給付費の増加、負担割合の引き上げ、人口の減少により、被保険者一人にかかる負担は重くなっています。

給付費の推計を基に、準備基金も活用し、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料を計算すると、基準月額5,700円（6期対比11.7%増）となります。

保険料基準月額

第6期:5,100円 ⇒ 第7期:5,700円

